

# 岐阜県公報

第一千三百一十四号  
平成二十二年三月二十六日

(金曜日)

## 目次

### 規則

岐阜県森林組合系統共販機能強化対策事業資金貸付規則を廃止する規則

岐阜県特用林産物振興資金貸付規則を廃止する規則

### 公安委員会規則

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

### 告示

知事等が実施する各種試験の結果の情報提供に関する実施要綱により結果を提供する試験に関する告示の一部改正

(法務・情報公開課) 二四二

健康保険、船員保険の被保険者及被扶養者が接骨師の施術を受ける場合の料金を指定に関する告示の廃止

(健康福祉政策課) 二四二

使用内用薬、使用外用薬及び使用注射薬の購入価格に関する告示の廃止

(同) (二四二)

健康保険法等の規定による看護の給付を行う場合における看護料の支給基準に関する告示の廃止

(同) (二四二)

人全血液等の購入価格に関する告示の廃止

(同) (二四二)

特別往診料の適用地域及び適用期間に関する告示の廃止

(地域福祉国保課) 二四二

卸売の業務の譲渡し及び譲受けの認可

(農政課) 二四二

山地災害に強い森林の整備に関する指導要綱の廃止

(森林整備課) 二四二

道路の区域変更

(道路維持課) 二四二

### 公 示

道路の供用開始

土岐都市計画公園事業の事業計画の変更認可

(同) (二四三)  
(街路公園課) 二四五

税務事務情報管理システム機器等調達、設置設定業務及び保守業務委託の仕様書案に対する意見招請に関する公告

(税務課) 二四五

平成二十年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の概要

(市町村課) 二四六

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課) 二四七

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

(商業流通課) 二四七

岐阜県団地造林事業促進市町村指定の廃止

(同) (二四八)

県営土地改良事業計画の決定

(森林整備課) 二四八

県営土地改良事業の変更計画の決定

(農地計画課) 二四八

県営土地改良事業の換地処分

(同) (二四八)

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

(同) (二四九)

公共測量の実施

(建設政策課) 二四九

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

(用地課) 二五〇

(都市政策課) 二五〇

規 則

岐阜県森林組合系統共販機能強化対策事業資金貸付規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十九号

岐阜県森林組合系統共販機能強化対策事業資金貸付規則を廃止する規則

岐阜県森林組合系統共販機能強化対策事業資金貸付規則（平成元年岐阜県規則第二号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

岐阜県特用林産物振興資金貸付規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十号

岐阜県特用林産物振興資金貸付規則を廃止する規則

岐阜県特用林産物振興資金貸付規則（平成元年岐阜県規則第四十一号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

公安委員会規則

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十六日

岐阜県公安委員会  
委員長 鈴 木 嘉 進

岐阜県公安委員会規則第二号

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（昭和三十四年岐阜県公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表二の表岐阜中の部鏡島中の項中「西鏡島一〜三丁目」を「鏡島西一〜三丁目」に改め、同部忠節橋中の項中「忠節橋同」を「本郷同」に、「同 市真砂町二丁目」を「同 市西野町七丁目」に改め、同表岐阜北の部則武同の項中「南蟬一・二丁目」を「南蟬一・二丁目」に改める。

別表三の表岐阜羽島の部柳津中の項中「柳津町字石川蛙 柳津町字蛙外 柳津町字源葉南、柳津町字仙右城、柳津町字西瀬外、柳津町字東瀬外、柳津町字桃木原、柳津町字渡シ場」を「柳津町石川蛙、柳津町蛙外、柳津町源葉南、柳津町仙右城、柳津町西瀬外、柳津町東瀬外、柳津町桃木原、柳津町渡シ場」に改め、同部佐波中の項中「柳津町大字佐波」を「柳津町佐波」に、「柳津町大字高桑」を「柳津町高桑」に、「柳津町小東小熊」を「柳津町小東小熊字乾外」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二百二十一号

知事等が実施する各種試験の結果の情報提供に関する実施要綱により結果を提供する試験に関する告示（平成七年岐阜県告示第二百十六号）の一部を次のように改正し、平成二十二年度に実施する試験から適用する。

平成二十二年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

別表一岐阜県立病院職員採用試験、県立看護大学入学試験（推薦入学試験を除く。）及び県立看護大学三年次編入学試験の項を削り、同表県立衛生専門学校入学試験の項本人確認のため提示する書類の欄中「回丁」を「応募簿」に改める。

岐阜県告示第二百二十二号

健康保険、船員保険の被保険者及被扶養者が接骨師の施術を受くる場合の料金を指定に関する告示（昭和二十四年岐阜県告示第二百四十一号）は、平成二十二年三月二十六日から廃止する。

平成二十二年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第二百二十三号

使用内用薬、使用外用薬及び使用注射薬の購入価格に関する告示（昭和二十九年岐阜県告示第二百九十五号）は、平成二十二年三月二十六日から廃止する。

平成二十二年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第二百二十四号

健康保険法等の規定による看護の給付を行う場合における看護料の支給基準に関する

告示（昭和五十九年岐阜県告示第七百二十四号）は、平成二十二年三月二十六日から廃止する。

平成二十二年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第二百二十五号

人全血液等の購入価格に関する告示（平成十年岐阜県告示第三百二十九号）は、平成二十二年三月二十六日から廃止する。

平成二十二年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第二百二十六号

特別住診料の適用地域及び適用期間に関する告示（昭和四十一年岐阜県告示第八十六号）は、平成二十二年三月二十六日から廃止する。

平成二十二年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第二百二十七号

岐阜県卸売市場条例（昭和四十六年岐阜県条例第三十五号）第十一条第一項の規定により次のとおり卸売の業務の譲渡し及び譲受けについて認可したので、同条例第二十五条の規定により告示する。

平成二十二年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

地位を承継する卸売業者の名称及び住所	地位を承継される卸売業者の名称及び住所	卸売の業務を行う市場	取扱品目の部類	認可の年月日
有限会社大進フーズ	八百健市場株式会社	東濃東地方卸	青果部	平成二十二年

中津川市茄子川一、 六四六番地の二	社 中津川市茄子川一、 六四六番地の二	売市場（八百 健市場）	三月十日
株式会社丸中水産市 場 中津川市茄子川一、 六四六番地の二	八百健市場株式会社 中津川市茄子川一、 六四六番地の二	東濃東地方卸 売市場（八百 健市場） 水産物 部	平成二十二年 三月十日

岐阜県告示第二百二十八号

山地災害に強い森林の整備に関する指導要綱（平成四年岐阜県告示第五百四十八号）は、平成二十二年四月一日から廃止する。

平成二十二年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第二百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
		恵那市上矢作町字万場七 七三番八地先から	前 A	三・〇 五・五	三三・〇	B A 及び 係図は、 係図を 表示する 敷地面積

県道			上矢作 瀬線
同市同町字同七 〇番八地先まで	後 B	一四・〇 三・〇	恵那市上矢作町字上足沢 八二五番一地先から 同市同町字下モ田 官公有無番地（四〇〇九 番三地先）まで
同市同町字下モ田 四〇〇九番一地先まで	後 B	三三・〇 五・〇	
同市同町字上足沢 八二五番一地先から	前 A	四・〇 二・五	恵那市上矢作町字上足沢 八二五番一地先から
同市同町字下モ田 官公有無番地（四〇〇九 番三地先）まで	前 A	六・六 〇	

岐阜県告示第二百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
		大野郡白川村大字福島字 下ノ山八〇番一地先地内	前	九・四 一・五 八	八一・〇	B A 及び 係図は、 係図を 表示する 敷地面積
		大野郡白川村大字福島字	後	九・四 二・四 〇	八一・〇	

一般 国道 号	百五十六	下ノ山八〇番一地从先から 同郡同村大字牧字ク ルミ沢上一六四番一地从先 まで	後 後A	後 後B	前	後	面に 示す 区域 の分 を いう
		大野郡白川村大字牧字ク ルミ沢上一六四番一地从先 から	六〇 一七三	五〇 九〇	一七 二四八	二四〇 四一〇	
		同郡同村大字同字横 平一六二番一地从先まで				四一〇	

岐阜県告示第二百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

一般 国道 号	三百六十	高山市高根町下之向字横 平一八〇番四地先地内	区域 変更 前後	員敷 地の 幅	延 長	備考
			別 前後	ル （メ ー ト）	ル （メ ー ト）	
			後 前	一六 一〇 二〇 二四	一四 一七	
				一六 一〇 二〇 二四		

岐阜県告示第二百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供

用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

一般 国道 号	百五十六	大野郡白川村大字牧字出戸一 五六番一地从先地内	延 長	供用 開始 の 期 日	備 考 （区 域 又 は 其 の 他 の 事 項 に 関 し て の 特 定 の 事 項 が あ る 場 合 ）
			ル （メ ー ト）		
				平成 三〇 三六	
					平成 三〇 三六

岐阜県告示第二百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

一般 国道 号	三百六十	高山市高根町下之向字横平一 八〇番四地先地内	延 長	供用 開始 の 期 日	備 考 （区 域 又 は 其 の 他 の 事 項 に 関 し て の 特 定 の 事 項 が あ る 場 合 ）
			ル （メ ー ト）		
				平成 三〇 三六	
					平成 三〇 三六

岐阜県告示第百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
一般国道	三百六十号	飛騨市宮川町祢宜ケ沢上字宮ノ下四一八番の二地先から 同市同町種蔵字ほうそが尾七六二番の一三地先まで 飛騨市宮川町打保字ナリ 同市同町種蔵字ほうそが尾七六二番の一三地先まで 飛騨市宮川町打保字ナリ 同市同町種蔵字ほうそが尾七六二番の一三地先まで 飛騨市宮川町打保字ナリ 同市同町種蔵字ほうそが尾七六二番の一三地先まで	前A 前B 前D 後A	三・五 三・七〇 六〇 三・三〇 一・五 五・〇 九〇四 六二六・〇 三・五 三・七〇 六二六・〇	六二六・〇 一、三〇六・〇	C、A、B、E、D、及び関係図面に表示する敷地の区分をい

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
		飛騨市宮川町塩屋字小沢山一三二番の五地先から 同市同町打保字ナリ 同市同町打保字ナリ 飛騨市宮川町打保字ナリ 同市同町種蔵字ほうそが尾七六二番の一三地先まで 同市同町種蔵字ほうそが尾七六二番の一三地先まで 同市同町種蔵字ほうそが尾七六二番の一三地先まで	後B C 後D 後E	九・七 五・〇 九・七 三・〇 六・〇 三・〇 六・〇 五・七 一・九三・〇	一、三〇六・〇 一、三〇六・〇 一、三〇六・〇 一、三〇六・〇 一、三〇六・〇 一、三〇六・〇 一、三〇六・〇	

岐阜県告示第百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
		飛騨市神岡町伊西字コイタワ洞一三二六七番地先から 同市同町種蔵字ほうそが尾七六二番の一三地先まで 同市同町種蔵字ほうそが尾七六二番の一三地先まで	前 後	六・六 六・六 一・四・七	一・五・一 一・五・一	

県道 打保神岡 停車場線	飛騨市神岡町伊西字コイ 夕ワ洞一四八番一 地内	前	一〇・字 二四・五	三・二	
		後	一三・字 一八・四	三・二	
同 市同 町同 字同 一四五番三 地先 まで	飛騨市神岡町伊西字コイ 夕ワ洞一四八番一 地先 から	前	六・字 三九・〇	一六・四	
		後	六・字 四一・八	一六・四	

岐阜県告示第二百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、土岐都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称  
土岐市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
平成十八年岐阜県告示第百四十七号  
土岐都市計画公園事業 3・3・5号 織部の里公園
- 三 事業施行期間  
平成十八年三月十四日から  
同 三十四年三月三十一日まで
- 四 事業地  
収用の部分 土岐市泉町久尻字下竈地内の一部、字上ヶ峰地内の一部、字弁天洞地内の一部、字水畠山地内の一部、字仲島地内の一部  
内の一部、字水畠山地内の一部、字水畠山地内の一部、久尻川の一部  
使用の部分 土岐市泉町字弁天洞地内の一部、字水畠山地内の一部、久尻川の一部

公 示

税務事務情報管理システム機器等調達、設置設定業務及び保守業務委託の仕様書案に対する意見招請に関する公告

税務事務情報管理システム機器等調達、設置設定業務及び保守業務について仕様書案の作成が完了したので、次のとおり仕様書案に対する意見を招請します。

平成二十二年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達役務の名称及び数量 税務事務情報管理システム機器等調達、設置設定業務及び保守業務委託 一式

2 意見の提出方法等

(1) 提出期限 平成22年4月9日（金）午後5時15分（郵送の場合は必着のこと。）

(2) 提出先 〒500 8570 岐阜市数田南二丁目1番1号  
岐阜県総務部税務課税務システム担当  
電話 058 272 1111（内線2205）

(3) 仕様書案とともに交付する意見招請説明書による。

3 仕様書案の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間 平成22年3月26日（金）から平成22年4月9日（金）までの毎日（県の機関の休日を除く。）午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所 2の(2)に同じ。

4 意見招請に関する事務を担当する部局 2の(2)に同じ。

5 Summary

(1) Subject of the materials to be put forward for comment\*:

Procurement, installation, and maintenance of equipment for the Tax Information System

(2) Date and time for the distribution of materials for comment:

Every day from 8:30 a.m. to 5:15 p.m. from 26 March 2010 through 9 April 2010 (excluding weekends and national holidays)

(3) Deadline for the submission of amendments and additions to the

materials for comment: 5:15 p.m., 9 April 2010.  
 (Amendments and additions submitted by mail must be received by 5:15 p.m., 9 April 2010.)

(4) For further information, please contact:

Taxation System Section, Taxation Division, Department of General Affairs

Gifu Prefectural Government

2-1-1 Yabuta-minami, Gifu-City, Gifu Prefecture, 500-8570

Tel. 058-272-1111 Ext. 2205

\*Bids and tenders may or may not be called for depending on the opinions and comments received.

平成二十年度の決算に際して健全化判断比率及び資金不足比率の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第三条第四項（同法第十二条第三項に準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、同法第三条第三項の規定による平成二十年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に係る報告を取りまとめたので、同法第四項の規定により、その概要を次のとおり公表する。

平成二十一年三月二十六日

岐阜県知事 石 田 謙

1 健全化判断比率  
 平成20年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の概要  
 （単位：％）

市町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
岐 阜 市			8.2	41.7
大 垣 市			8.7	74.6
高 山 市			12.4	17.8
多 治 見 市			4.4	

関 市				11.1	47.0
中 津 川 市				16.5	140.4
美 濃 市				15.6	125.3
瑞 浪 市				8.5	40.9
羽 島 市				15.3	82.8
恵 那 市				14.2	100.7
美 濃 加 茂 市				12.2	68.8
土 岐 市				13.4	10.4
各 務 原 市				3.1	
可 児 市				8.4	
山 県 市				15.4	119.2
瑞 穂 市				3.7	
飛 騨 市				14.8	107.5
本 巣 市				9.6	30.4
郡 上 市				21.8	174.7
下 田 市				13.8	74.3
海 津 市				12.8	117.4
岐 南 市				12.0	
笠 松 市				7.9	68.7
養 老 市				6.8	62.6
垂 井 市				12.6	70.9
関 ヶ 原 市				15.9	164.5
神 戸 市				7.7	51.7
輪 之内 市				7.1	18.0
安 八 市				13.8	137.7
揖 斐 川 市				13.0	26.3



大野町			6.4	
池田町			12.5	97.2
北方町			13.8	46.3
坂祝町			12.0	
富加町			13.5	49.6
川辺町			11.9	63.3
七宗町			11.9	53.4
八百津町			12.3	54.2
白川町			13.3	42.2
東白川村			19.2	95.7
御嵩町			12.8	101.8
白川村			18.2	

(注) 実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合並びに将来負担比率が算出されない場合(地方債現在高などの将来負担より基金などの充て可能財源が多い場合)は、「」と表記している。

2 資金不足比率

県内の市町村及び一部事務組合の全公営企業会計において、資金不足額はないため、算出される資金不足比率はない。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十二年三月五日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人中津川福祉医療ネットワーク

三代表者の氏名 古瀬 和寛  
 四 主たる事務所の所在地 岐阜県中津川市津川三三四番地の一五四八  
 五 定款に記載された目的 中津川市に住む私たちにとって地域の福祉と医療の充実は、この地で将来にわたって安心と希望の持てる暮らしを続けていくための支えである。この暮らしの支えを守り充実させていくために、地域の福祉と医療および健全な街づくりに関心のある団体や個人が広く意見を交流し、福祉のまちづくりを企画提案し、課題達成のために連帯して活動し事業を推進することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十二年三月八日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人心音

三代表者の氏名 眞弓 拓

四 主たる事務所の所在地 岐阜県本巣郡北方町芝原東町五丁目四三番地の五  
 五 定款に記載された目的 この法人は、障害者とその家族に対して、福祉の向上と地域で自立した生活を送るために必要な事業を行い、障害者が地域社会で共に暮らすことができる街づくりに

寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十二年三月二十六日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び東濃振興局恵那事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十二年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十二年三月十五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パロ

三 建物の名称及び所在地

パロ 恵那ショッピングセンター

恵那市大井町一八〇番地の一 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十二年十一月十八日

五 店舗面積

五、六八三平方メートル

六 駐車場の収容台数

三三七台

七 荷さばき施設の面積

六一四平方メートル

大規模小売店舗の廃止の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第六項の規定により公示する。

平成二十二年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出者の氏名又は名称

株式会社パロ

二 建物の名称及び所在地

恵那ショッピングプラザパロ

恵那市大井町一八〇番地の一

岐阜県団地造林事業促進市町村指定の廃止

岐阜県団地造林事業促進市町村の指定（昭和四十八年九月十四日岐阜県公示）は、平成二十二年四月一日から廃止する。

平成二十二年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
海津 4 期 地 区	海津市役所平田庁舎前 揭示場	平成二二・ 四・二三から 三・二六まで

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
各務原市北東部地区	各務原市役所	平成二二・三・二六から 同 四・二三まで

県営土地改良事業の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、  
 県営土地改良事業上矢作東部地区小笹原第二工区の換地処分を平成二十二年三月十二日  
 にしたので、同法第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定  
 により公示する。

平成二十二年三月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項第四号（廃業等）の規定に基  
 づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定  
 により公告する。

平成二十二年三月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

取消年月	商号又は 名称	代表者の 氏名	主たる営業所 の所在地	許可番号	取り消した工事業
平成二十二年一月十八日	穂積建設株式会社	代表取締役 穂積 下牧	郡上市高鷲町大鷲七九一	般十九一六四七三	電気工事業
平成二十二年一月二十五日	有限会社 中村建設	代表取締役 中村 和夫	中津川市中津川一三三七番地の二	般十九七〇二〇四	土木、建築とび・土工及びほ装工事業
平成二十二年一月二十五日	庭の福茂	福田茂幸	中津川市付知町五八一一番地一	般十七一三五七九	造園工事業

平成二十二年一月二十五日	溝口建築	溝口繁春	飛騨市神岡町小萱七二〇番地	般二十九五〇〇七三	建築及び大工工事業
平成二十二年一月二十六日	株式会社 住まいの維新	代表取締役 河村 一美	可児市仏見一五	般二十一五〇〇一七九	建築、大工、左官、とび・土工、石、屋根、タイル、れんが・ブロック、網構造物、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、熱絶縁、造園及び建具工事業
平成二十二年二月二日	株式会社 和座工務店	代表取締役 和座 義彦	関市下之保五一四七番地	般十九一〇二二一	管工事業
平成二十二年二月二日	株式会社 丸忠宇野工務店	代表取締役 宇野 良二	山県市大桑一〇七七番地の一	特十八一三七〇	土木工事業
平成二十二年二月三日	有限会社 上島	代表取締役 上島 隆生	飛騨市神岡町寺林字小瀬一四二八番地の四	般十八一二五三五	建築工事業
平成二十二年二月四日	栗本建材株式会社	代表取締役 栗本 三行	岐阜市柳津町栄町一九三番地	般十六一〇六〇	防水工事業
平成二十二年二月五日	岩岡工務店	岩岡勝治	岐阜市敷島町九丁目三七番地	般十七一〇五九五	建築工事業
平成二十二年二月八日	有限会社 丸尾鉄筋工業	代表取締役 丸尾 一雄	可児市緑ヶ丘四丁目一〇番地	般十八一五六三五	鉄筋工事業
平成二十二年二月九日	有限会社 白川観光開発	取締役 田口節子	大野郡白川村平瀬三九六番地の二	般十八一三四八	土木及びとび・土工事業
平成二十二年二月九日	マル水建	代表取締役	関市東山二丁目	特十六二	土木、とび・土工

公共測量の実施

平成二十二年二月二十五日	日栄建設	杉原征雄	揖斐郡大野町本庄七七五番地	般十六 六七〇一	建築工事業
平成二十二年二月二十五日	志知建設株式会社	代表取締役 志知 正博	岐阜市柳森町一丁目四八番地の一	般十六 〇九七	土木工事業
平成二十二年二月二十五日	みさお電気	山岡 操	岐阜市沖ノ橋町二丁目三三番地	般二十一 一〇二二二	電気工事業
平成二十二年二月十九日	alento ハウス company	伊藤雄一	多治見市大畑町一丁目二七番地	般二十六 〇〇四〇六	建築工事業
平成二十二年二月十九日	リフォー ム・コウヤマ	神山 至	岐阜市西秋沢二丁目三二七番地	般十九 一〇一七八	建築工事業
平成二十二年二月十九日	株式会社 横田工務店	代表取締役 横田 敏広	関市上之保一四三五四番地五	般十八 六一一三	造園工事業
平成二十二年二月十七日	株式会社 大雄	代表取締役 阿部 嘉澄	各務原市鷓沼西町四丁目六九番地	特十七 五九四	造園工事業
平成二十二年二月十日	岐阜県環境整備事業協同組合	理事長 玉川福和	岐阜市六条大溝四丁目一三番六号	般十八 〇〇二〇八	土木、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ及び水道施設工事業
平成二十二年二月十日	中部興産株式会社	代表取締役 江田 正男	岐阜市岩滝西二丁目一五〇番地の二	般十九 〇一九三七	電気、管及び電気通信工事業
平成二十二年二月九日	設株式会社	役員 猿渡 和彦	目二番一七号	三六	ほ装及び水道施設工事業

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜県

二 作業種類

公共測量（森林空中写真撮影及びデジタルオルソ作成）

三 作業期間

平成二十二年四月五日から  
同 二十二年十月八日まで

四 作業地域

飛騨川地域森林計画区域内（美濃加茂市、下呂市及び加茂郡川辺町）、木曾川地域森林計画区域内（多治見市、中津川市、土岐市、可児市及び可児郡御嵩町）

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十二年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

中津川市

二 調査を行った地域

岐阜県中津川市付知町の一部（端小屋）

三 調査を行った期間

平成十八年度から平成十九年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県中津川市(付知町の一部)の地籍図  
岐阜県中津川市(付知町の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成二十二年三月二十六日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十二年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

中津川市

二 調査を行った地域

岐阜県中津川市付知町の一部(8区)( )

三 調査を行った期間

平成十四年度から平成十五年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県中津川市(付知町の一部)の地籍図  
岐阜県中津川市(付知町の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成二十二年三月二十六日

平成二十二年三月二十六日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社